千代田区 意見公募(パブリックコメント)の手引き

番町の町並みを守る会: H30.8.11勉強会参考資料

【1】 区のHPから意見公募ページへのアクセス方法

STEP 1

千代田区のホームページを開く。(「千代田区」で検索すれば最初に現れます) https://www.city.chiyoda.lg.jp/index.html

STEP 2

ホーム画面の右側にある 「千代田区の基本情報」欄 の「意見公募」をクリック。



STEP 3

「意見公募」画面の上部、 「現在募集中の意見公募」 に掲載されます。



千代田区HP掲載場所:ホーム>区政>施策·計画>意見公募(パブリックコメント)

更新日: 2016年6月16日

意見公募(パブリックコメント)とは

区では、区民等の皆さんの区政への参画を促進するとともに、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、開かれた区政を推進するため、意見公募 (パブリックコメント)を実施しています。

意見公募とは、区の総合的な施策に関する計画等を策定する際などに、その計画等の案を公表し、区民等の皆さんから意見をいただくことです。また、いただいた意見を考慮して意思決定を行うとともに、寄せられた意見とそれに対する区の考え方を公表するまでの一連の手続きを、意見公募手続きといいます。

(1) 計画等の案の公表

ホームページや広報紙に掲載するほか、担当課・出張所の窓口や区政情報コーナーでの公表を行います (広報紙には概要を掲載します)。

(2) 区民等による意見の提出

意見を提出できる方

- o 区内に住所を有する方
- 区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- o 区内の事務所又は事業所に勤務する方
- o 区内の学校に在学する方
- o その他計画等に利害関係を有する方

意見の提出方法

ホームページの「意見公募(パブリックコメント)送信フォーム」への入力による提出、担当課に持参して提出、ファクス・メール・郵送による提出などがあります。

意見提出時の明記事項

意見を提出する際には、次の事項を明記してください。

- o 氏名又は名称
- o 住所又は所在地
- o 提出者が区内に事務所又は事業所を有する場合は、その事務所又は事業所の名称
- o 提出者が在勤者又は在学者である場合は、その勤務先又は学校の名称
- o 法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名

意見の提出期間

公表日から2週間以上で、所管課が定める期間

(3) 意見の反映

提出された意見を考慮して、計画等の最終的な意思決定を行います。

(4) 計画等の策定

「まちづくり基本構想」 が策定されます。

(5) 結果の公表

- 意見の概要とそれに対する所管課の考え方や、計画等の案を修正した内容について、それぞれ公表します。
- 公表は、ホームページや広報紙に掲載する方法で行います(広報紙には概要を掲載します)。

お問い合わせ: 政策企画部企画課 〒102-8688 千代田区九段南1-2-1

電話: 03-5211-4140 ファックス 03-3264-1466 メールアドレス: kikaku@city.chiyoda.lg.jp 番町の町並みを守る会: H30.8.11勉強会参考資料

【3】 良くある質問 (Q1~Q6)

Q1. パブコメを出せる人は誰ですか?

- ✓ 区内に住所を有する方
- ✓ 区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ✓ 区内の事務所又は事業所に勤務する方
- ✓ 区内の学校に在学する方
- ✓ その他計画等に利害関係を有する方(例えば: 日テレの株主で区外在住者は利害関係を有するとみなされます)。

Q2. パブコメを出した人(法人)名は公表されるのですか?

- 個人名・法人名は公表されません。
- 意見提出者の情報が記載される場合は「在住・在勤・在学」で区分され「在住者①」のように表示されます。
- 現在、意見公募結果の公表形式は統一されておらず、意見提出者の区分さえ掲載のない場合もあります。(P4の掲載例ご参照)

Q3. 質問内容はどこから入手できますか?

• 千代田区HPのトップページの右側中央にある『意見公募』から入手できます。

Q4. 意見欄の文字制限はありますか?

文字制限はありません。

Q5. なぜ結果公表のフォーマットは統一されていないのですか? 今後統一される予定はありますか?

• 「意見の概要」「区の考え方」の記載を基本に、意見公募を行った担当部署が それぞれの案件に応じて柔軟に対応しております。そのため、様式を定めておらず、 統一する予定もありません。

Q6. 千代田区は集めた意見をどのように周知するのですか?

- Q2の「意見公募」のページに○○案に対する意見公募の結果公表」と称して、 実施結果が以下の項目にて区のホームページにに掲載されます。また、担当課窓口及 び出張所窓口に備え付けられます。
 - ✓意見募集期間
 - ✓意見募集の結果(意見者数○名、意見数○○件)
 - ✓意見の内容および区の考え方

例:1 ------ 意見は概略化されている。提出者の区分け記載なし。

(仮称) 四番町公共施設整備について (素案)・寄せられたご意見に対する区の考え方

No	意見の概略 亡 🕏	省略	
Ε			
7	住宅と他施設との合築に反対	・施設の複合化は、都心の立地にあって用地の確保が容易でない状況の中、当該地域における行政需要などを考慮し、必要とされるサービスを提供できる機能を確保するために行ってきたものです。 ・(仮称)四番町公共施設整備にあっては、現在の機能を維持したまま、必要となる機能については、その拡充を目指したものであり、施設の有効利用と機能面の充実の両面が期待できる計画としたものです。	
8	施設に番町文人館・番町文学館の併 設を希望	所施設は、保育園、児童館、住宅、図書館、集会室を想定しています。その中でエントランス (入り口) について、ギャラリーコーナー等を設け、定期的な企画展示などの検討をしていきます。	
g	四番町保育園の受入数を増やすこと を最優先にできない施設は必要か	区立保育園は地域の基幹園としての役割もあり、地域の私立保育園との連携などを踏まえ、広い園庭や病後 見保育が必要です。保育の適正規模として定員100名規模で計画していきます。	

◇意見募集期間: H30.3.12 ~3.26 ◇ 意見募集結果: 意見者数12名、意見数32件

例:2------意見は「全般的・項目別」に分けられ、該当しないものはその他の意見として掲載。

千代田区地球温暖化対策第 4 次実行計画(事務事業編)(素案)に対する意見概要及び区の考え方

	十代田区地球温暖化对策第 4 次実行計画(事務事	#耒編》(素柔)に対する恵見概要及ひ区の考え方			
	意見概要	区の考え方			
全般	的事項				
◇c き。 ◇c 広	基礎自治体の計画なので、住民の暮らしに関わる施策も取り入れるべき。 CO2排出量削減が目標なので、エネルギー使用量と計算式を提示するべ この計画と連携するとされる「ちよだ生物多様性推進プラン」では「皇居から がる貴重な自然」、「生きものに配慮した公園づくりや街路樹整備の推進」と かれている。この視点からの「第4次実行計画」でなければ整合性がない。 中文省略	◇本区では、区民や事業者を対象とした「地球温暖化対策地域推進計画2015 (以下、「地域推進計画」という。)」と、区の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量削減等を推進する「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定しています。ご指摘の住民の暮らしに関わる施策等については、地域推進計画に基づき推進してまいります。 ◇本計画では、エネルギー使用量やCO2排出量算定式等を資料編に記載しました。ご指摘の内容は資料編(資料2、5、6)をご参照ください。 ◇地球温暖化対策と生物多様性の推進は環境政策の中で重要課題であると認識しています。ご指摘の趣旨を踏まえ、本計画についてもちよだ生物多様性推進プランなど関連する計画との整合性を図りながら推進してまいります。			
その他の意見	◆外濠公園総合グラウンドについて ・「外濠公園総合グラウンドについて ・「外濠公園総合グラウンドについて ・「外濠公園総合グラウンドの人工芝生化」を廃案にしてほしい。(同種意見 ほか3件) ・区内唯一の屋外施設であるからこそ、土を残して子どもたちにも土と自然芝のグラウンドで運動する爽快感を感じてほしい。 ・グラウンドを直接利用する人たちだけでなく、周辺住民、昼間区民の利益を優先してほしい。 ・外濠公園総合グラウンドについて、人工芝では緑化を推進するとは言えない。 ◆街路樹等について ・街路樹整備を通じた地球温暖化対策への転換を図っていただきたい。 ・公園や街路樹など、身近な緑を増やすことも重要ではないか。 ・街路樹について、もう少し樹木にやさしい剪定の仕方を検討してほしい。 ・共立女子大脇のプラタナスについて、なぜ、わざわざ移植する必要があるのか、説明になっていない。 ◆その他 ・一般家庭でも生ごみ処理機の利用によりごみの減量が可能である。区民の意識向上と自発的な行動を促すことはできないか。 ・大企業等の「経済的合理性」に基づく大規模開発に対案を持ち、まちづくりに協力を求めていくのが一番の地球温暖化対策である。 +				

◇意見募集期間: H30.2.5 ~2.19 ◇ 意見募集結果: 意見者数15名、意見数41件

例:3-----提出者の区分けあり。 意見は提出分そのまま記載。

千代田区障害福祉プラン(素案)に対するご意見の概要と区の考え方

NO	方法	在住・在勤・在学	該当箇所	ご意見	区の回答
1	FAX	在住者①	全体	1. 障がいがある人の意思を尊重し、住む場所を選ぶことができることは大事なことと思います。年齢を重ね、障がいの程度が重度となっても、住み慣れたこの地域を住む場所として選ぶことができるよう、人所支援施設を切に望みます。福祉プランの理念に則り、是非、計画し実行していただきたく思います。 2. 地域共生社会の実現のために理解促進を掲げています。いつの世の中になっても障がいがある人も社会を構成している一員ですから、地域の方々みんなで考えていきたい課題です。集団生活が始まる幼稚園・保育園から、小・中・高校生活の中で、共に生きていくことを育んでいけるよう取り組んでいただきたいと思います。 3. 障害福祉プランの基本理念が、障がいのある人・家族または関係のある限られた方々に止まらず、広く周知されることを望みます。	■障害福祉ブランに定める基本理念・基本方針・基本目標を実行していくとともに、広く周知していきます。
2	持参	在住者② (団体3名 分)	^{全体} 	区が作成したブランを運営する事業所に対する行政側の考えが記載されていません。ブランを実際に行うのは指定された事業所です。指定管理事業所の質、運営力の選定基準を厳しくすべきです。区が選定と市事業所に丸投げしたことにより、障害者が何も言えなくなっている現状は共生を目指す福祉ブランとは程遠くなっていまだコメシトがありません。事業所に対するチェックは区の責任です。行政側のチェック人材も必要ではないでしょうか。選定基準として実績を重批した事業所選定を望みます。(個別文提計画作成ができる社会組出した事業所選定を望みます。(個別文提計画作成ができる社会はがいない、都改善指導が出るような事業所は問題です。)福祉ブランの重要な部分である指定管理事業所のあり方を盛り込んで下さい。	■指定管理の運用については、「千代田区指定管理 者制度ガイドライン」において定めています。指定 管理者選定にあたっては、ガイドラインに基づき、 選定委員会を設置して、選定を行う予定です。